

農林水産大臣

江藤 拓 様

令和元年台風 19 号に伴う
農作物等の被害に係る緊急要望



令和元(2019)年 10 月

栃 木 県

要 望 書

台風 19 号に伴う大雨により、栃木県内でも多くの市町で「大雨特別警報」が発表され、河川の氾濫や土砂崩れ、床上・床下浸水が各地で発生し、4名の県民が犠牲になるなど、甚大な被害をもたらしました。

農林業においても、収穫を目前に控えた本県特産のいちごや水稻などの農作物やパイプハウスなどの生産施設、しいたけ原木の流出など、大きな被害が発生し、その被害額は約40億円を超えており、今後、土砂の流入した農地や農業水利施設、崩壊した林地や林道なども含めた被害の全容が明らかになるに従い、さらに甚大なものになることが見込まれております。

今後、被災した生産者が速やかに生産活動を再開させるためには、経営再建に向けた手厚い支援が必要となるため、下記の事項について迅速な対応を要望いたしますので、御配慮いただきますようよろしく願いいたします。

記

- 1 被災した農地・農林業用施設や農林水産業共同利用施設の復旧に向けて、激甚災害の早期指定を行うとともに、国において十分な予算を確保すること。
- 2 倒壊した農林業用ハウスや、ハウス内に流入した土砂等の撤去、施設の再建・修繕を支援する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」や「持続的生産強化対策事業」などの速やかな発動を図ること。
- 3 山腹崩壊地や荒廃溪流、被災した治山施設、林道等を早期に復旧するため、必要な財源を確保するとともに、採択基準の緩和や事業対象の拡大を図ること。
- 4 揚水機場などの国有の農業用施設については、迅速な復旧に向け、国において積極的に対応すること。

- 5 経営所得安定対策等に係る交付金の支払いについては、被災した農家においても、地域の平均的な単収に応じた単価で支払われるよう柔軟に対応すること。
- 6 農林漁業セーフティネット資金や農林漁業施設資金（災害復旧）など災害関連資金の無利子化を行うこと。
- 7 養豚農家において豚コレラの感染拡大の不安が高まっている中、河川の氾濫等に伴って野生イノシシが大きく移動した可能性があることから、本県においても早急に野生イノシシへの経口ワクチンの散布を行うこと。
- 8 農地・農林業用施設の災害査定においては、事務手続の柔軟な対応を図るとともに、人的・技術的な支援措置を講じること。

令和元(2019)年10月20日

栃木県知事 福田 富一